

鳥取県水産事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第68号

鳥取県水産事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。				(名称、位置及び所管区域) 第2条 水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域		名称	位置	所管区域
		漁業取締りに 関する事務	その他の事務			
鳥取県境港 水産事務所	境港市	鳥取県の区域	米子市、境港 市及び西伯郡	鳥取県境港 水産事務所	境港市	米子市、境港市及び西伯郡

附 則

この条例は、公布の日から施行する。